

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第1回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

序編 民法とは

第1章 民法の意義と基本原則

1 民法

1. 民法

- 私法とは 私人 VS 私人の生活関係を規律する法
(例) 民法 商法
- 公法とは 公権力 VS 私人の生活関係を規律する法
(例) 憲法、行政法
- 一般法とは 法の効力が、領域等の全般に及ぶもの
(例) 民法、刑法
- 特別法とは 法の効力が、領域等の特別なものだけに及ぶもの
(例) 商法、借地借家法

《余談》

【問題を解くコツを マル秘伝授】

「～の時に限り～だ。」とか「いかなるときも～だ。」など、問題文に物事を限定するような語句や物事を言い切るような語句が出てきたら、その問題枝は「×」の可能性が極めて高いです。絶対とは言えませんが、答に迷ったら「×」にしたら、どおでしょうか・・・。

第1編 民法総則

第1章と第2章で「権利の主体」について

第3章では 「権利の客体」について勉強する。

第1章 自然人

1 自然人の意義

2. 能力の種類

「能力」という言葉が4つ出てきます。覚えよう！

○ 権利能力

意義：権利を持ったり義務を負ったりする事の出来る資格の事。自然人、法人にある

○ 意思能力

意義：自分の行為の結果を判断することのできる精神能力を言う

意思能力がないもの（意思無能力者）が行った意思表示は無効

○ 行為能力

意義：法律行為を単独で行うことのできる能力

行為能力を制限された人を**制限行為能力者**という。

制限行為能力者の行為は原則、取消す事出来る。

例外、取消す事が出来なくなる時もある。（21条）

○ 責任能力

意義：不法行為時に、自己の行為の責任を判断することのできる精神能力

責任能力がないものが行った不法行為は責任を負わされない

2 権利能力

原則：自然人は出生によって権利能力を取得する

例外：以下の場合には胎児であっても既に生まれたものとみなす（ただし死産ではダメ）

- ① 不法行為に基づく損害賠償請求権（721条）
- ② 相続（886条①）
- ③ 遺贈（965条）

制限行為能力者

1. 未成年者

(1) 意義

20才未満の者

* 但し、婚姻すると成年者とみなす（成年擬制という）

(2) 保護者

親権者、未成年後見人（人数制限が無い）

(3) 保護者の権限

同意権、代理権、取消権、追認権

（取消権を有する者には必ず追認権もある）

（代理権の認められている保護者を法定代理人という）

(4) 未成年者の法律行為

原則：未成年者は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができない

例外：未成年者が単独（保護者の同意無し）で行なえる行為は以下だけ

(ア) 単に権利を得るだけの行為又は単に義務を免れるだけの行為
(4条①)

(例) 単に権利を得るだけの行為とは、物をただで貰う等。

注意：借金の返済を受ける事は借金（元本）が消滅するのでこれに該当しない

(例) 単に義務を免れるだけの行為とは、ただにしてみらう等

(イ) 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産の処分行為又は、
法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産の処分行為（5条）

(例) 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産の処分行為とは、
遠足のおやつ代としてお金を渡す

(例) 法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産の処分行為とは、
毎月のお小遣いとしてお金を渡す

(ウ) 営業の許可を受けた時のその営業に関する行為（6条）

(例) 商売する事を許された未成年者がその商売に関してする行為。商品の仕入れ等

★未成年者は原則として商人として営業を行うことはできないから（51条）例外的に営業を行うときはその登記をしなければならぬ（商法5条）

(エ) 取消権の行使

(5) 注意

* 未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った法律行為は取消す事ができる。

しかし、上記（ア）～（ウ）の行為については、同意が不要なため、同意を得ていない事を理由に取消す事はできない

* 未成年者でも15才以上ならば遺言はできる

* 「未成年者が贈与を受ける行為」は上記（ア）の「単に権利を得…」に該当する。

よって、法定代理人の同意なくとも単独でできる

* 「未成年者が弁済を受領する行為」は弁済を受領すれば債権が消滅するので上記（ア）の「単に権利を得…」に該当しない。よって、法定代理人の同意が必要な行為となる

2. 成年被後見人

(1) 意義

精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、家裁により後見開始の審判を受けた者。

審判を請求できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、他の保護者、他の監督人、検察官

(2) 保護者

成年後見人（人数制限が無い）

* 成年後見人の事務を監督する為に成年後見監督人が選任される事もある

(3) 保護者の権限

代理権、取消権、追認権（成年後見人には同意権がない事注意）

* 代理権があるので、成年後見人も法定代理人

(4) 成年被後見人の法律行為

原則：成年被後見人は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができない

（よって成年被後見人のした行為は取消す事ができる）

例外：成年被後見人が単独（保護者の同意無し）で行なえる行為は以下だけ

- | | |
|-----|----------------------|
| (ア) | 日常生活に必要な行為（日用品の購入など） |
| (イ) | 婚姻や養子縁組などの身分上の法律行為 |
| (ウ) | 取消権の行使 |

(5) 注意

* 成年後見人には同意権がない。

よって、たとえ同意を得たとしても成年被後見人は単独で法律行為を行なう事ができないし、もし単独で法律行為を行なった時は、その行為を取消す事ができる。

3. 被保佐人

(1) 意義

精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者で、家裁により保佐開始の審判を受けた者。

保佐開始の審判を請求できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、他の保護者、他の監督人、検察官

(2) 保護者

保佐人（人数制限が無い）

- * 保佐人の事務を監督する為に保佐監督人が選任される事もある

(3) 保護者の権限

- * 13条①の行為についての同意権、取消権、追認権。
- * 家裁の審判による特定の法律行為についての代理権
(但し、この特定の法律行為の審判については本人の同意必要)
- * 13条①以外の行為についても、家裁の審判により同意の必要とする行為とすることもできる

(4) 被保佐人の法律行為

原則 : * 被保佐人は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができる
* 日常生活に必要な行為も単独でできる
* 取消権の行使もできる

例外1 : 13条①の行為は単独（保護者の同意無し）でできない。
すなわち、保佐人の同意が必要となる。
(同意を得ずにした時は取消す事ができる)

例外2 : 13条①以外の行為でも家裁の審判を得れば、保佐人の同意を必要とする行為とすることができる

(5) 注意

保佐人が被保佐人の利益を害する恐れがないのに、同意をしない時は、家裁は被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与える事ができる

4. 被補助人

(1) 意義

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者で、家裁により補助開始の審判を受けた者。
補助開始の審判を請求できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、他の保護者、他の監督人、検察官（本人以外の者がこの請求をするのには本人の同意が必要）

(2) 保護者

補助人（人数制限が無い）

- * 補助人の事務を監督する為に補助監督人が選任される事もある

(3) 保護者の権限

- * 13条①の一部で家裁の審判ある行為についての同意権、取消権、追認権。
- * 家裁の審判による特定の法律行為についての代理権
（但し、上記2つの家裁の審判については本人の同意必要）
 - ◆ すなわち、補助開始の審判は、同意権付与の審判又は代理権付与の審判とともに行われる
よって保護者の権限には①同意権・取消権・追認権の3つしかない場合
②代理権・取消権・追認権の3つしかない場合
③同意権・代理権・取消権・追認権の4つ全部ある
の3パターンがあることになる

(4) 被補助人の法律行為

原則：* 被補助人は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができる
* 日常生活に必要な行為も単独でできる
* 取消権の行使もできる

例外：13条①の一部で家裁より審判を受けた行為は単独（保護者の同意無し）でできない。
すなわち、補助人の同意が必要となる。

(5) 注意

補助人が被補助人の利益を害する恐れがないのに、同意をしない時は、家裁は被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与える事ができる

13条①

- (ア) 元本を領収し、又はこれを利用する事
- (イ) 借財又は保証をする事
- (ウ) 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をする事
- (エ) 訴訟行為をする事
- (オ) 贈与、和解又は仲裁合意をする事
- (カ) 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をする事
- (キ) 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認する事
- (ク) 新築、改築、増築又は大改修する事
- (ケ) 602条に定める期間を超える賃貸借をする事

(注) (ア) について

利息の受領には保佐人の同意は不要。なぜなら受領しても債権自体は消滅しないから